

◇第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画（素案）に伴う意見結果について

募集期間：令和5年11月20日（月）～令和5年12月20日（水）

意見者数：事業所・団体：9事業所・団体

個人：2人

意見件数：延べ26件（意見を項目別で集計）

番号	ご意見	市の考え
1	障がいのある方が自治会の役職を担うことは負担が重すぎるので、行政の方で配慮や回避することは可能か。 私は、精神障がい者であることを隠しているのでは何とかやっている。また、知的障がい者の方には難しいと思う。	自治会は行政の下部組織ではなく自主的な組織であるため、行政は直接指示できる立場にありません。障がいの程度やお困りごとは個人ごとに異なりますので、直接自治会にご相談して頂ければと思います。 なお、令和6年度より改正施行される障害者差別解消法において、「合理的配慮の提供」が義務化される「事業者」に自治会等も含まれることから、障がい者に対する理解・配慮がすすむよう周知啓発して参ります。
2	精神障がい者専用のグループホームをもう少し充実させてほしい。	グループホームは、近隣市町を含め増加傾向です。お問い合わせいただければ、その時点でのグループホーム一覧等を提供いたします。
3	<b>P21～30</b> 計画値と実績値の比較をして達成率表記があるが、意味がないような気がする。	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針に「計画の作成に関する基本的な事項」において「設定した見込量等の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい」とされているため、記載に含めております。
4	<b>P33</b> 生活介護について 介護の言葉が使われ、介護保険の介護と同義語に捕らえられている。障害者にとって介護が必要な場合もあるが、伸びしろのたくさんある方にとっては支援のほうが大事になるので生活支援との表現が適切ではないかと思う。  制度上で言葉が定められているものですが、今後、国・県への要望としてお願いします。	生活介護は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、幅広い支援内容を含んだサービスです。 対象者によって「介護」の意味合いが強くなる場合もあれば、「生活支援」という言葉の方が合うように感じられる場合もあると考えられますが、本計画においては制度上の正式名称である「生活介護」で表記いたします。

番号	ご意見	市の考え
5	<p>P40～41</p> <p>記載されている就労系サービスについて基本的には日中活動系サービスだと理解しておりますので日中活動系サービスに分類されるべきものと思う。</p> <p>制度上で言葉が定められているものですが、今後、国・県への要望としてお願いします。</p>	<p>就労系サービスは、大分類上は日中活動系サービスの一部にあたるため、表記方法を「日中活動系サービス（就労系）」のように修正いたします。</p>
6	<p>P39～41</p> <p>本事業所では、「就労移行支援事業」と「就労定着支援事業」を新規に立ち上げる予定です。</p> <p>「生活介護事業」を中心に支援区分の高い利用者でも生産活動を位置づけることの大切さと「就労継続 B 型」、「就労移行支援」、「就労定着」の流れを創り、企業における就労を推進したいと考えています。「就労選択支援」についても、準備が整えば実施する方向で検討しています。</p> <p>高砂市における障害者の就労が 1 歩でも 2 歩でも進むことを願っています。</p>	<p>「就労移行支援事業」、「就労定着支援事業」を新規に立ち上げられるとのこと、障がいのある方の就労支援にご尽力頂きありがとうございます。</p> <p>令和 7 年 10 月施行予定の就労選択支援を含めた情報収集にも努め、事業所からの事務的な相談には、できる限り対応してまいります。</p>
7	<p>本事業所では、現在 3 つのグループホームがあります。</p> <p>来年度、県営住宅を活用したグループホーム設立の検討を現在行っております。</p> <p>もし、関連する場合、どうぞお力添えの程、よろしく願いいたします。</p>	<p>グループホームを設立に向けた検討とのことで、障がいのある方の共同生活援助に関してご尽力頂きありがとうございます。</p> <p>新規開設に関する助成事業などの情報提供をいたします。</p> <p>ご不明点や相談などがある場合、お問い合わせください。</p>
8	<p>P35～38</p> <p>親なき後、当事者（精神障害者）がどうしたらよいか。親が不安を持っている。例えば、急病の時など支援が必要である。</p>	<p>ご本人がどのような生活を望まれているかによりませんが、親御さんが支援できるうちに訪問看護や居宅介護などを利用し、ご本人のことをよく知る支援者を増やしておくことが大切だと認識しています。個別にご相談ください。</p>
9	<p>P35～38</p> <p>現在、精神障害の入れるグループホームが少ない。グループホームを増やしてほしい。</p>	<p>市内および近隣市町を含め、グループホームは増加傾向にあり、精神に障がいのある方の利用も増えています。ご利用を希望される場合には、情報提供等をいたしますのでお問合せください。</p>

番号	ご意見	市の考え
1 0	<p>P35～38</p> <p>普段、当事者や家族が常に（夜間・土日祝含む）相談できる窓口が必要だと考える。LINEの窓口など手軽に相談しやすい方法が良いと思う。</p>	<p>兵庫県内に在住・在学・在勤の方は、平日 18 時から翌 8 時 30 分、土・日・祝日は 24 時間、「兵庫県のちと心のサポートダイヤル」（LINE 電話にも対応）において相談をすることができます。また、SNS 相談窓口については、厚生労働省の「生きづらびっと」「こころのほっとチャット」「あなたのいばしょチャット相談」などがご利用いただけます。夜間および土・日・祝日に精神症状の発症や、症状の急激な悪化がある場合は、精神科救急情報センターの専門家（精神保健福祉士や臨床心理士など）にご相談いただくほか、あらかじめ夜間対応のある訪問看護をご利用されると心強いかと思います。訪問看護の利用についてお問合せがあれば、自立支援医療（精神通院）の指定訪問看護事業所を情報提供いたします。</p>
1 1	<p>P39～40</p> <p>就労支援が実社会につながった（一般就労）時に、支援体制が継続されているのか。</p>	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方であって、就労を継続している期間が 6 か月を経過した方は、障害福祉サービス「就労定着支援」の利用により、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整および雇用に伴い生じる日常生活や社会生活上の問題の相談・指導・助言などの支援（最大 3 年間）を受けることができます。</p>
1 2	<p>P39～40</p> <p>ジョブコーチの役目は、重要になる。</p> <p>A 型事業所の先がない。A 型事業所に行っても一般就労につながらない。</p>	<p>就労継続 A 型事業所から一般就労への移行については、ご本人の希望によるところが大きく、利用者から「現在の状況に満足している」「慣れた環境を変えたくない」などの意見もよく聞かれます。就労継続 A 型事業所の支援の中でご本人が自信をつけていただくとともに、あわせて「就労定着支援」について周知してまいります。</p>
1 3	<p>P39～40</p> <p>仕事をしたい若者（20～40 代）、つまり精神障害を持っている人が生かされていないと思う。</p>	<p>就労意欲のある方については、ハローワーク等で障害者雇用について相談ができるほか、就労移行支援や就労継続 A 型事業所などの障害福祉サービスや若者サポートステーションの利用により自身の課題を確認しながら就労に向けた支援を受けることが可能です。</p> <p>障害者雇用促進法の改正により障害者雇用率が段階的に引き上げられているところであり、就労意欲のある障がい者にとって活躍の場を得る機会が今後増えていくと思われます。</p>

番号	ご意見	市の考え
1 4	<p>P39～40</p> <p>企業の積極的な障害者雇用やサポートが必要。</p>	<p>障害者雇用促進法の改正により障害者雇用率が段階的に引き上げられるとともに、障がい者の雇用者数ではなく企業が実施する職場定着等の取組に対して助成措置を強化していく方針が示されており、企業の積極的な取組が促されています。</p>
1 5	<p>P39～40</p> <p>相談員や A 型・B 型就労支援事業所のスタッフの基本的な精神障害者に対する向き合い方の知識の向上が望まれる。</p> <p>研修を多くし（義務づけてほしい）レベルアップしてほしい。</p>	<p>平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、計画相談支援および障害児相談支援における精神障害者支援体制加算が創設されたことに伴い、障害福祉サービス事業所の指定権者である兵庫県によって毎年、精神障がい者の理解と支援について学ぶ研修が開催されています。他にも、精神障がいや発達障がいのある方への支援に関連する研修が多く開催されており、その都度、市内各事業所へ情報提供しております。</p>
1 6	<p>P39～40</p> <p>現状は、A 型の事業所、B 型の事業所同士のネットワークがないように思う。ネットワークをつくり、つながりを広くし、風とおしの良い関係を、つながりをつくることは、お互いの向上につながると思う。</p>	<p>市内事業所向けの研修会や個々の事例対応などを通じ、顔の見える関係づくりを進めています。今後も、研修会や自立支援協議会などを通じネットワークの強化を図ります。</p>
1 7	<p>P38</p> <p>（1）成果目標の国の指針に「強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」とあるが、それに対する記載が全く見られない。高砂市民には入所系障害福祉サービス利用者以外に「強度行動障害を有する者」は存在しないということか。また、調査を実施したことはあるのか。</p>	<p>「強度行動障害を有する者」については障害支援区分認定調査時の「行動関連項目」や障害児の「強度行動障害判定基準表」等により障害状況の判定・把握を行っており、ケース対応時の参考としています。また、国指針において「アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要」とされていることから、事業所向け・団体向けのアンケート調査において「強度行動障害」に関する項目を追加しており、「人材確保」「支援力向上」「受入れ可能な事業所の増」などの課題が挙げられています。</p> <p>厚生労働省の令和 5 年 3 月 3 日付「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 報告書」にもあるとおり、今後、自立支援協議会等を活用しながら関係機関の連携を強化し、地域生活支援拠点等の整備を通じて支援体制を整えていきたいと考えています。計画書への記載については受託先との調整等もあることから、今後の検討とさせていただきます。</p>
1 8	<p>地域における福祉サービスが、充実することを期待しています。</p>	<p>皆様のご意見をお聞きしながら、地域の福祉の増進に努めてまいります。</p>

番号	ご意見	市の考え
19	<p><b>P37</b></p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置計画が令和8年度目標値1、令和11年年度目標値1となっていますが、令和8年度までに設置するのか？令和11年度までに設置するのか？何かあやふやな計画作成のように思えます。考えようによっては、行政としてのやる気を感じない計画。もう少し、ハッキリとした計画に変更していただきたいと思えます。</p>	<p>令和8年度までに1箇所設置し、計画期間終了の令和11年度においてもそれを継続しているという意味合いになります。</p> <p>目標値については、すべて中間見直しの8年度と計画期間終了の11年度を記載しております。</p>
20	<p><b>P40～41</b></p> <p>新たなサービスとして「就労選択支援」が追加される見込みです。（利用開始は令和7年10月を予定）と記載されていますが、来年令和6年の4月より改正障害者差別解消法の施行において、民間事業者においても合理的配慮が法的義務化されます。なので、利用開始が令和7年10月というのはおかしいのではないかと思います。神戸市は、すでに来年4月の施行に備えるため、行政として各事業所に指導・教育すべく検討段階に入っています。よって再度、計画を訂正する必要があります。</p>	<p>厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和5年12月6日)によると、「令和7年10月以降から、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。」と示されているため、本計画においても、令和7年10月を予定しております。</p> <p>また、障害者差別解消法の改正による、令和6年4月1日から合理的配慮が事業者にも義務化されることについては、市ホームページや広報たかさごにて周知するとともに、市内事業者へは、同法の改正や県の合理的配慮アドバイザー派遣事業について、チラシを用いて周知・啓発して参ります。</p>

番号	ご意見	市の考え
2 1	<p>第7期高砂市障害福祉計画兼第3期障害児福祉計画の期間が3年から6年に延びましたが、障害福祉施策に係わる主な関連法案は毎年変わっています。期間中に変化があった場合、どのような方法で周知するのでしょうか？（計画策定委員に対しても）</p> <p>また、第5期福祉計画までは、もちろん数字データは必要ですが、「評価と今後の課題」が表記されて非常にわかりやすかった。今は「見込み量確保のための方策」しか表記されていない。</p> <p>事業所や各障がい者団体が一生懸命作成したアンケート調査を計画に生かすべく、「評価と今後の課題」にアンケート調査を記載して「見込み量確保のための方策」で解決策を表記するようにしたらいかがでしょうか？その方がページ59の計画の進捗管理と評価の「PDCA マネジメントサイクル」に基づいて、計画を着実に推進でき、計画の進行状況を取りまとめることができるのではないのでしょうか。</p>	<p>高砂市障害福祉計画・障害児福祉計画は、毎年、当該年度の取組内容や実績をとりまとめ、進捗評価会議に報告したうえで見直しを行っており、見直し結果についても、ホームページ上で公開しております。</p> <p>ご指摘の「評価と今後の課題」については、第5期計画そのものではなく、第4期計画の実績に記載していたものです。今回、P18からの前計画の実績については、策定委員会での「具体的にどのようなことをしているのかわかるようにした方が良い」とのご意見を受け、実施内容が分かりやすくなるように記載内容を工夫しています。</p> <p>また、実績部分に「今後の課題」を記載してしまうと、今後の取組み方策について記載する計画部分と離れてしまい、同じような内容を再度記載することになるので、「見込み量確保のための方策」に「今後の課題」も含めた形で記載することとしています。</p> <p>アンケート内容の反映については、策定委員会でもご意見を頂いたことから、主に「見込み量確保のための方策」内に頂いたご意見を交えながら、今後の方策について記載させていただいています。</p>
2 2	<p>今後、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの需要は高まると予想されるので、是非、整備を進めていただきたいと思います。</p>	<p>既存事業所の事業撤退により、現在、高砂市内には重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスがなく、近隣市に通所している状態です。市内での整備に向け、事業所への支援方法等を検討してまいります。</p>

番号	ご意見	市の考え
23	<p><b>P17 (3) 福祉サービスの充実</b></p> <p>現在の要約筆記通訳派遣の条件が「聴覚の身体障害者手帳所持者」派遣場所が「市内のみ」に限定されている。</p> <p>上記のことについて、高砂市は派遣条件が変わってきておりません。しかし、兵庫県内の各市は「身障手帳不要」「広域派遣」という条件が認められている。</p> <p>聴覚障害は感音性難聴の場合、音が聞こえているが音の内容はわかりにくい。高齢者も同じです。</p> <p>義務教育は高砂市外で学ぶ学生さんの場合と、就労場所が市外で働く市民などの場合、通訳派遣ができなかったら、コミュニケーションは互いにとりにくくなります。</p> <p>今後の取り組みとして、要約筆記通訳派遣の条件が「身障手帳なし」派遣場所が「広域」に限定する。</p>	<p>令和5年度現在、兵庫県内半数以上の市町が要約筆記通訳派遣の条件として「障害者手帳の所持」と定めています。昨年度、手帳の所持を要件に入れていない市町に聞き取り調査を行いました。手帳を所持していない方への派遣実績はない「想定していなかったので問い合わせがあれば個別に検討する」といった回答も複数あり、「手帳を所持していない方への派遣を行っている」市町も一部あるものの、全体として、派遣事例は少数であると認識しています。</p> <p>意思疎通支援事業は、障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業です。国の要綱においては、事業の対象範囲は「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」とされており、この中に「手帳を持たない難聴の高齢者」を含めるかどうかについては、各市で意見が分かるところです。</p> <p>また、市の登録奉仕員の派遣場所については「原則市内のみ。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。」としていますが、受診や公的手続き、契約行為等の派遣対象用務で、市外での制度利用が必要な場合は、県の広域派遣を活用して対応しております。</p>
24	<p><b>P48 サービス名-手話通訳者・要約筆記者派遣事業</b></p> <p>現在は「要約筆記者派遣」のみ実施していますが、要約筆記者というメリットは個人派遣、イベント（スポーツ体験、障連協会議、社協フェア）の場合、要約筆記通訳者は書くスピード、漢字の誤字が発生し、文章による意味が異なっている。それがデメリットである。兵庫県では、「パソコン要約通訳派遣」というサービスが増えてきております。よって、高砂市に「パソコン要約通訳派遣」を新しく取り入れてほしい。現在、要約筆記サークル「ちびダンゴ」会員の3～4名がパソコン要約を学んでおられます。</p>	<p>本市の要約筆記者派遣事業では、要約筆記の提供方法をノートテイクに限っておらず、パソコン要約筆記も含めた運用となっておりますので、パソコン要約筆記の技術を身につけられた要約筆記奉仕員の登録があれば、派遣は可能です。現在学ばれている方がいらっしゃるのと、とても心強いです。</p>
25	<p><b>P38 3. 地域生活支援の充実</b></p> <p>&lt;&lt;総論&gt;&gt;</p>	<p>地域生活拠点については、地域の実情に応じた整備を行い、関係機関と「地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討」を行うこととされており、障がいの</p>

番号	ご意見	市の考え
	<p>目標として、「地域生活支援拠点等の整備」、指針として「地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討」とされているが、国の指針で挙げているのは、一例に過ぎないと思います。これに限らず、目標と指針は市の考えで独自に決めれば良いでしょう。</p> <p>また、6年間と長期間の計画であれば、年々状況も変わって来るのは必至であり、実情に合わなく成ってしまうので、内容を限定する必要は無いでしょう。</p> <p>従って、主旨に沿った内容で、毎年何か前年よりも改善した事項や、実施回数などの増加で活動が活性化することを KPI にし、その内容を成果として毎年確認をする方法を取れば良い。よく PDCA サイクルと言われる改善のループが進んでいるかどうかのチェックも容易になり、評価も明確になるかと思えます。今の様な目標設定では改善内容では無く実施する事事態が目標になってしまいがちで、本末転倒になってしまう危惧をします。</p> <p>[参考：国の指針]</p> <p>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</p> <p>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること、と一例を挙げているに過ぎないと理解するが、それをそのまま目標として、「地域生活支援拠点等の整備」、指針として「地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討」とされる必要は無いかと思慮。</p>	<p>ある方が安心して地域で暮らしていくためには、関係機関との連携・協働が欠かせないことから、本市においても「地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討」を活動指針に記載させていただいております。</p> <p>また、高砂市障害福祉計画・障害児福祉計画は、毎年、当該年度の取組内容や実績をとりまとめ、進捗評価会議に報告したうえで見直しを行っております。</p>
26	<p>P48 &lt;&lt;8. 地域生活支援事業の見込量 / エ) 意思疎通支援事業&gt;&gt; 「意思疎通支援」について、要約筆記者派遣事業を例にした意見&gt;&gt;</p>	<p>おっしゃるとおり、制度の担い手である要約筆記者の不足や負担の増加は、対象要件の拡大を阻害する要因の一つになっています。</p> <p>ご意見にある ICT ツールの活用については、計画書 P 4 8 の地域生活支援事</p>



番号	ご意見	市の考え
	<p>事業者アンケートでも、要約筆記者派遣は、要件が狭く限定をされており 障害者手帳保持者且つ市内が問題となっています。</p> <p>専門の技量を持った人に頼らざるを得ない事から、その養成が困難であり、人材不足と派遣費用の2重のバリアがニーズに応える派遣を困難にしている事が容易に推察されます。</p> <p>一方で、近年の ICT の急速な進歩で、従来であれば人に頼った要約筆記しか手法が無かったのが、例えばスマホに AI 文字起こしアプリをインストールすれば略それに近い事が出来てしまう様に成りました。要約筆記に特化した専用アプリも多数開発・改良がされている様ですので、この様な ICT を活用する事で、従来の要約筆記者派遣問題の何割かは改善する事が出来るのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、今の内容に前記の様な ICT 活用による要約筆記の利用拡大を加えて頂きたいと要望します。</p> <p>例えば、次の様な案・・・</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介または支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。</p> <p>また、人の派遣に代わる ICT 等を活用した会話アプリ等(視覚障がい者には文字を音声に変換)、(聴覚障がい者には音声を文字に変換)や、専用機材の利用環境の整備ならびに利活用の整備・啓蒙・推進を行い、これまで重度の障がい者が対象であったのに加え、軽度の障がい者や、更に高齢に伴う難聴者など多くの広い範囲の何らかの障害を持った人々にも、意思疎通の円滑化を図れる様に支援範囲を広げて行きます。</p> <p>[参考:市の内容] 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p>	<p>業としてではなく、令和4年5月公布施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」において、基本理念として掲げられていることから、本市においてもこうした技術の活用について検討を進めているところであり、計画書「8. 地域生活支援事業の見込量 / エ) 意思疎通支援事業」の「見込み量確保のための方策」に、その旨追記させていただきました。</p> <p>聴覚障がい者向けの音声認識アプリのほか、視覚障がい者向けの文字認識アプリなど、さまざまな技術の開発が進んでおり、障がいのある方が、意思決定や社会参加のために必要な情報を取得していけるよう、他市の取組なども参考にしながら、技術の効果的な活用方法を検討していきたいと考えています。</p>

番号	ご意見	市の考え
	<p>聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>[補足] 理想は、障がい者が申請をしなくても、どの窓口でも、どのイベント会場でも、行けば要約筆記者や字幕表示装置が配備されている社会です。 特に近年の高齢化で耳の遠くなった高齢者への配慮は重要な課題に成りつつあり、聞こえない人、聞こえ難い人が周りに居る事を皆が認識している社会に成って欲しいと思います。</p>	